

反社会的勢力の排除に関する条項の導入に伴う 各種貯金規定改定のお知らせ

当 JA は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ)等を踏まえ、平成 22 年 11 月 1 日付で各種貯金規定に反社会的勢力の排除に関する条項を導入し、同日より新规定の適用を開始いたしますのでお知らせいたします。

これに併せて、新たに貯金取引を開始しようとするお客さまには、申込みの際に「お客さまが暴力団等の反社会的勢力でないことを表明、確約」していただくことといたしました。

なお、反社会的勢力であることが判明した場合には、当 JA の判断により契約をお断りまたは解約させていただきます。

また、貯金以外の取引および当 JA が提供する各種サービス等にも同条項を設けさせていただきました。

なにとぞ、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 改 定 日 平成 22 年 11 月 1 日 (月)

2. 概 要

(1)導入規定

貯金口座は、
、 および のいずれにも該当しない場合に利用することができ、
、 または のいずれかに該当する場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、次の から いずれかに該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他 に準ずる者

貯金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為、その他 に準ずる行為

(2)反社会的勢力でないことの表明・確約

お客さまが新たに当 JA と貯金取引を開始する際に、上記(1)の から に現在および将来にわたっても該当しないことを表明・確約していただきます。

< 規定改定の対象となる貯金 >

当座貯金 / 普通貯金 / 総合口座貯金 / 貯蓄貯金 / 納税準備貯金 / 別段貯金 / 出資
予約貯金 / 備荒貯金 / 減債貯金 / 通知貯金 / 自由金利型定期貯金(大口定期貯金) /
自由金利型定期貯金(M)型(スーパー定期貯金) / 変動金利定期貯金 / 期日指定定期貯金 /
積立式定期貯金 / グリーン財形 / 財形年金 / 財形住宅 / 譲渡性貯金 / 定期積金

改定後の新規規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。

新しい規定は窓口でお渡しいたしますので、窓口までお申しつけください。